

物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援 子育て世帯生活支援特別給付金を支給

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国は食費等の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から「子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を決定しました。

これを踏まえ、市は、下記のとおり支給を行います。

1 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

(1) 支給対象者 以下の①～③のいずれかに該当する方 ※②、③は申請が必要

- ① 児童扶養手当受給者（プッシュ型で給付／申請不要）
- ② 公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

(2) 給付額 児童1人当たり一律 5万円

(3) 支給予定時期

- ・支給対象者①は、6月22日（水）（6月中旬にお知らせを送付）
- ・支給対象者②、③は、6月中旬から申請を受け付け、6月下旬から順次支給

(4) 予算額 135,017千円（5月27日専決処分）

- ・事業費 126,800千円（給付金）
 - ・事務費 8,217千円（システム改修費、人件費、口座振込手数料等）
- ※事業費、事務費ともに全額国庫負担

2 子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)

(1) 支給対象者 以下の①～③のいずれかに該当する方 ※②、③は申請が必要

- ① 児童手当または特別児童扶養手当の受給者のうち、令和4年度住民税（均等割）が非課税の方（プッシュ型で給付／申請不要）
- ② 高校生のみ養育している保護者等のうち、令和4年度住民税（均等割）が非課税の方
- ③ 18歳以下（障害のある児童については20歳以下）の児童を養育する世帯であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が住民税非課税相当の水準となっている方

(2) 給付額 児童1人当たり一律 5万円

(3) 支給予定時期

- ・支給対象者①は、7月下旬（6月15日に住民税額確定後、7月上旬にお知らせを送付）
- ・支給対象者②、③は、7月から申請を受け付け、8月から順次支給

(4) 予算額 160,262千円（5月27日専決処分）

- ・事業費 150,000千円（給付金）
 - ・事務費 10,262千円（システム改修費、人件費、口座振込手数料等）
- ※事業費、事務費ともに全額国庫負担

問い合わせ

1に関する事：福祉保健部生活支援課 渡辺

Tel 0258-39-2338

2に関する事：子ども未来部子ども・子育て課 深澤

Tel 0258-39-2300